

# 入札説明書

平成21年札共済健公告第1号に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成21年11月9日

2 契約担当部局

〒003-0026 札幌市白石区本通16丁目南4番26号（リフレサッポロ4階）

札幌市職員共済組合健診事業課健診企画係（電話011-866-3781）

**入札場所は上記住所ではなく、札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎14階第3号会議室となる。**

3 入札に付する事項

- (1) 物品名 線撮影装置
- (2) 数量 一式
- (3) 規格等 詳細は仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成22年3月26日
- (5) 納入場所 詳細は仕様書のとおり
- (6) 入札書（別紙1）の記載方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由があったと認められたときから3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (2) 平成21・22年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「精密機械器具卸小売業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。
- (6) 高度管理医療機器等販売業の許可を受けている者であること。
- (7) 本説明書の仕様書内に記載されている機種以外で入札参加を希望する際において、事前に同等品としての確認を得た者であること。

## 5 入札場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記2に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所  
平成21年11月20日(金)午前9時15分  
札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎14階第3号会議室
- (3) 入札書の提出方法  
入札箱への投函(送付及び電送による提出は認めない。)
- (4) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 入札の延期等  
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。  
ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。  
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- (6) 代理人による入札  
ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、商号又は名称、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時まで代理委任状(別紙2)を提出しなければならない。  
イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札

ア 入札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 入札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要、ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、以下に示す競争入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ入札の場において提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【提出書類】

競争入札参加資格認定通知書(写し)又は競争入札参加資格確認書(札幌市契約管理課ホームページからダウンロードできます)

高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可書(写し)

同等・規格確認書(別紙3)(同等品で本件入札参加を希望する場合、担当課で確認(押印)済の本書を提出すること)

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は札幌市職員共済組合理事長の指定した期日以内に契約を締

結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に札幌市職員共済組合理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において札幌市職員共済組合理事長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 札幌市職員共済組合理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 別紙4のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、当共済組合に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。